

消防用設備等技術基準（総論）（改訂第5版）（第2章第1節第3）の一部改正
新旧対照表

1. 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間

改正後	改正前（現行）
<p>第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い</p> <p>1 各項に共通する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 主用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主要用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途（<u>令別表第1(2)項ニ、(5)項イ又は(6)項イからハまでに掲げる用途（同表(6)項イ又はハに掲げる用途にあつては、利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）を除く。</u>）に供される部分</p> <p>以下(略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い</p> <p>1 各項に共通する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 主用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主要用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途（<u>令別表第1(2)項ニ及び(6)項ロに掲げる用途を除く。</u>）に供される部分</p> <p>以下(略)</p> <p>2～4 (略)</p>

改正後	改正前（現行）
<p>5 複合用途防火対象物の取り扱い</p> <p>(1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物（前2.(4)により令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となる場合も含む。）となるもののうち、次の①及び②に該当するものは、令別表第1の(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「特定用途部分」という。）が存するものにあっても同表(16)項口に掲げる防火対象物として取り扱うものであること（<u>令別表第1(2)項ニ、(5)項イ又は(6)項イからハまでに掲げる用途（同表(6)項イ又はハに掲げる用途にあつては、利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に供される部分があるものを除く。</u>）。この場合、当該特定用途部分は、主たる令別表用途と同一の用途に供されるものとして取り扱う。</p> <p>以下(略)</p>	<p>5 複合用途防火対象物の取り扱い</p> <p>(1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物（前2.(4)により令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となる場合も含む。）となるもののうち、次の①及び②に該当するものは、令別表第1の(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「特定用途部分」という。）が存するものにあっても同表(16)項口に掲げる防火対象物として取り扱うものであること（<u>令別表第1(2)項ニ及び(6)項口に掲げる用途に供される部分があるものは除く。</u>）。この場合、当該特定用途部分は、主たる令別表用途と同一の用途に供されるものとして取り扱う。</p> <p>以下(略)</p>

2. 平成 28 年 4 月 1 日以降

改正後	改正前
<p>第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い</p> <p>1 各項に共通する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 主用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主要用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途（<u>令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくは口に掲げる用途又は同表(6)項ハに掲げる用途（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）</u>を除く。）に供される部分</p> <p>以下(略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第3 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い</p> <p>1 各項に共通する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 主用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主要用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途（<u>令別表第1(2)項ニ、(5)項イ又は(6)項イからハまでに掲げる用途（同表(6)項イ又はハに掲げる用途にあっては、利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）</u>を除く。）に供される部分</p> <p>以下(略)</p> <p>2～4 (略)</p>

改正後	改正前
<p>5 複合用途防火対象物の取り扱い</p> <p>(1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物(前2.(4)により令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となる場合も含む。)となるもののうち、次の①及び②に該当するものは、令別表第1の(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分(以下「特定用途部分」という。)が存するものにあっても同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること(令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる用途又は同表(6)項ハに掲げる用途(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)に供される部分があるものを除く。)。この場合、当該特定用途部分は、主たる令別表用途と同一の用途に供されるものとして取り扱う。</p> <p>以下(略)</p>	<p>5 複合用途防火対象物の取り扱い</p> <p>(1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物(前2.(4)により令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となる場合も含む。)となるもののうち、次の①及び②に該当するものは、令別表第1の(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分(以下「特定用途部分」という。)が存するものにあっても同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること(令別表第1(2)項ニ、(5)項イ又は(6)項イからハまでに掲げる用途(同表(6)項イ又はハに掲げる用途にあつては、利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)に供される部分があるものを除く。)。この場合、当該特定用途部分は、主たる令別表用途と同一の用途に供されるものとして取り扱う。</p> <p>以下(略)</p>